

<報道発表資料>

.....
カテゴリー：お知らせ

令和4年12月27日

県営住宅における性の多様性を尊重した入居基準の見直しについて

性の多様性を尊重するため、県営住宅の入居基準を見直し、同性パートナーである方も県営住宅に入居できるようになりました。

1 同性パートナーであることの確認項目

- ① 申込時に1年以上同居していること
 - ② 双方が戸籍上独身であること
 - ③ パートナーシップ関係申立書を提出すること
- ※ ただし、地方自治体のパートナーシップ制度で確認が取れる場合は①、②の要件を必要としません。
- ※ その他県営住宅の応募要件を満たしていることが必要です。

2 適用時期

令和5年1月の入居者募集（令和5年1月4日（水）募集開始）から

3 問合せ先

- 入居基準の見直しについて
埼玉県都市整備部住宅課県営住宅管理担当
電話：048-830-5564
- 入居者募集について
埼玉県住宅供給公社
電話：048-829-2875
HP：<https://www.saijk.or.jp>

【参考】県営住宅の応募要件

- 県内在住か在勤で一定の収入以下の住まいにお困りの方
- その他の要件（住宅の種類によっては、これ以外の条件が加わります。）
 - ・ 外国人にあっては、中長期の在留資格がある方
 - ・ 県民税・市町村民税等を滞納していない方